



社会福祉法人 若葉会  
Social Welfare Service Corporation WAKABA

理事・監事及び評議員の  
報酬及び費用弁償に関する規程

## (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 若葉会（以下「法人」という。）の定款 第 8 条及び第 21 条に基づき、理事・監事及び評議員（以下「役員等」という。）が、法人の業務に従事した際の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定める。

## (理事会及び評議員会への出席報酬等)

第2条 役員等の理事会・評議員会出席に関しては、別表 1 により報酬及び旅費相当の費用弁償をする。

## (重複支給の禁止)

第3条 理事会・評議員会ともに出席する役員等に関しては、理事会・評議員会が同日に行われる場合に限り、手当の支給は 1 回分とする。

## (監事の報酬)

第4条 監事が法人及び事業の運営状況につき指導又は監査の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び旅費相当の費用弁償をする。

## (法人業務の報酬等)

第5条 役員等が、理事会及び評議員会以外の日において、理事長の要請を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営の為の業務にあたった場合は、理事会の議決を経て理事長が定めた報酬及び旅費相当の費用弁償をする。

## (出張に係る旅費等)

第6条 役員等が法人の業務を行う為に出張する際は、旅費規程の定めるところにより旅費等を支給する。

## (適用除外)

第7条 法人の常勤職員を兼ねる役員等についてはこの規程は適用しない。

## (辞退)

第8条 支給対象者から報酬等の一部又は全部の受け取りを辞退するとの申し出があった場合は、報酬等を支給しないことができる。

## (施行の細則)

第9条 役員等の報酬等の支給に関して、この規程に定めのない事項については、理事長が別に定める。

## (規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経ることとする。

## (付 則)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より施行します。

下記の報酬及び旅費相当費用は、所得税控除後の金額とする。

別表 1

名称	報酬及び旅費相当費用
理事会出席報酬等	10,000 円
評議員会出席報酬等	10,000 円

別表 2

名称	報酬及び旅費相当費用
監事監査指導報酬等	10,000 円

制 定 平成 25 年 4 月 1 日  
施 行 平成 25 年 4 月 1 日  
改 定 平成 29 年 4 月 1 日  
改 定 平成 29 年 6 月 10 日  
改 定 平成 29 年 12 月 9 日